

ガス水道局から 工事や修理は指定工事事業者へ

ガス、水道の工事や修理などは、町指定の工事事業者へお申し込み願います。



町指定ガス及び水道工事事業者

指定区分	会社(店)名	代表者名	住所	電話番号	指定区分	会社(店)名	代表者名	住所	電話番号
両	新協配管工業(株)	外山 正男	金巻1114	377-2559	水	(有)新発田技研	鈴木 誠一	新発田市富塚町1丁目9-9	0254-21-2128
両	(株)吉井組	吉井 吉一	鳥原新田451	377-3177	水	(株)山口工業所	杵淵 純一	新潟市鏡西2丁目35-18	241-2828
両	(有)藤崎設備商会	藤崎 忠	鳥原196-9	377-3618	水	(株)大二工業	加藤 大二	新潟市鏡3丁目2-6	241-1357
両	北栄建設(株)	相馬 邦敏	新潟市美咲町1丁目23-51	285-2171	水	(株)吉田建設	吉田 守利	巻町赤舘1307-1	0256-72-2391
両	新潟企業(株)	小林 耕多	新潟市朝日通17-9	231-2121	水	(株)伊藤工業	伊藤 勇	京ヶ瀬村窪川原272	0250-67-2626
両	(有)鈴木配管工業	鈴木 芳雄	鳥原2657-20	377-5417	水	燕総合設備(株)	北澤 恒一	燕市八王子2552	0256-63-9110
両	(有)若林配管工業	若林 保雄	金巻787	377-4000	両	笠原設備	笠原 六男	白根市鯉湯323-3	373-2914
両	(有)黒崎設備工業	逢坂 茂	山田2685-2	378-7010	水	(株)カサイ	笠井 信一	新津市大字川口578-23	0250-24-3900
両	大橋設備工業	大橋 徳市	黒鳥4967-2	377-2838	水	(株)禎招工事	馬場 正一	亀田町大字早通1231	382-6355
両	(有)佐藤設備	浅井 一雄	鳥原前川原3768-2	377-6280	水	(有)東光設備	阿部 悟	新潟市木戸2丁目3-5	275-9992
両	白井設備	白井 勲	黒鳥4915	377-3458	水	(有)阿部配管	阿部 幸子	新潟市紫竹7丁目33-19	274-2461
両	丸山設備工業	丸山 功	木場2085	377-4544	水	(株)松崎商会	松崎 正栄	中之口村大字河間126-1	375-3724
両	間設備	間 藤蔵	山田635	377-2649	水	小野工業(株)	小野清一郎	白根市日の出町1-17	373-3611
両	(有)伊藤設備工業	伊藤 英二	鳥原2511-2	377-1711	水	進展工業(株)	長谷川 弘	新潟市小新2丁目9-10	267-5002
両	朝日産業(有)	鷺尾 惣治	黒鳥4978	373-2911	両	ナカノ工事店	仲野 正	白根市大字茨曾根6667	375-4628
両	杉本商会	杉本 憲治	大野2669-3	377-3735	水	吉崎冷熱(株)	吉崎 聡	湯東村大字横戸1345	0256-70-5005
両	(株)熊木組	熊木 徳正	山田堤付2554	267-5778	水	(有)丸和工業	吉田 利夫	五泉市大字舟越136-1	0250-42-4606
両	(株)北陸住器サービス	高野 憲一	鳥原新田432-1	370-7070	水	(株)ケンオウ	近藤 隆信	三条市石上3丁目10-13	0256-35-5161
水	(株)創建	堀 巖	新潟市天野3丁目36-7	280-4554	両	新菖工業(株)	橋本 正	新潟市新崎1丁目1-21	258-3347
水	(株)ナカムラ	田中 弘	新潟市米山4丁目6-12	241-7121	水	(有)ナカノ	中野 信芳	新潟市五十嵐中島5-23-54	263-2100
水	(株)寺尾設備工業	田中 寛	新潟市寺尾2-41	268-3612	水	新潟スーパー住設(株)	松浦富美子	新潟市姥ヶ山4丁目3-6	286-0005
両	(株)中山工務店	中山 昌敏	新潟市愛宕3丁目6-16	284-2141	両	(株)トーホー	吉田 幸治	黒鳥1437-1	377-2715
水	(株)協立工業	若杉 達栄	新潟市市場流通2丁目3-18	269-0555	両	(株)田辺組	田辺 三夫	巻町大字漆山8374	0256-76-2811
水	(有)不二配管工業	小林 学	新潟市江南4丁目1-15	287-2200	水	新潟パイプ工業(有)	能勢山一男	新潟市豊2丁目3-47	270-6074
水	(株)千代田設備	佐藤 袁也	新潟市下所島2丁目17-3	284-1141	両	(有)ベター住器サービス	南波 勲	鳥原2657-20	379-3211
両	エヌエス工業(株)	野沢 重幸	新潟市市場流通1丁目3-23	269-1111	ガ	(有)藤塚商店	藤塚藤八郎	新潟市和合町2-6-4	284-1151
両	(株)棚橋商店	棚橋 功	白根市大字白井1433	373-5718	ガ	北陸ガスエンジニアリング(株)	渡辺多加雄	新潟市東大通1丁目2-23	229-5252

※ 指定区分欄の「両」はガス及び水道指定。「水」は水道のみ指定。「ガ」はガスのみ指定。

児童手当が義務教育就学前まで支給されます

現在、3歳未満のお子さんを養育している方に支給されている児童手当は、制度が改正され、平成12年6月1日から次のようになります。

	改正前	改正後
対象年齢	3歳未満	義務教育就学前 (6歳到達後最初の年度末) ※平成6年4月2日以後に生まれた児童
手当月額	第1子・2子 5,000円 第3子以降 10,000円	第1子・2子 5,000円 第3子以降 10,000円
支払時期	2月・6月・10月	2月・6月・10月

○児童手当の支給を受けるには？

- *児童手当は、養育者からの申請がないと支給されません。役場町民課窓口(公務員の方は勤務先)へ申請書を提出してください。
- *申請書の他に「年金加入証明書」「所得証明書」など、必要に応じて添付書類を提出することがあります。
- *所得が一定額以上の方には、児童手当は支給されません。所得制限額については、役場町民課へお問い合わせください。

○いつごろ手続きすればいいの？

《新規に請求する方》

平成12年9月30日までに申請された場合、平成12年6月分までを上限としてさかのぼって支給されます。(9月以前に支給要件にあてはまっていた月分に限りです。)

(注意)

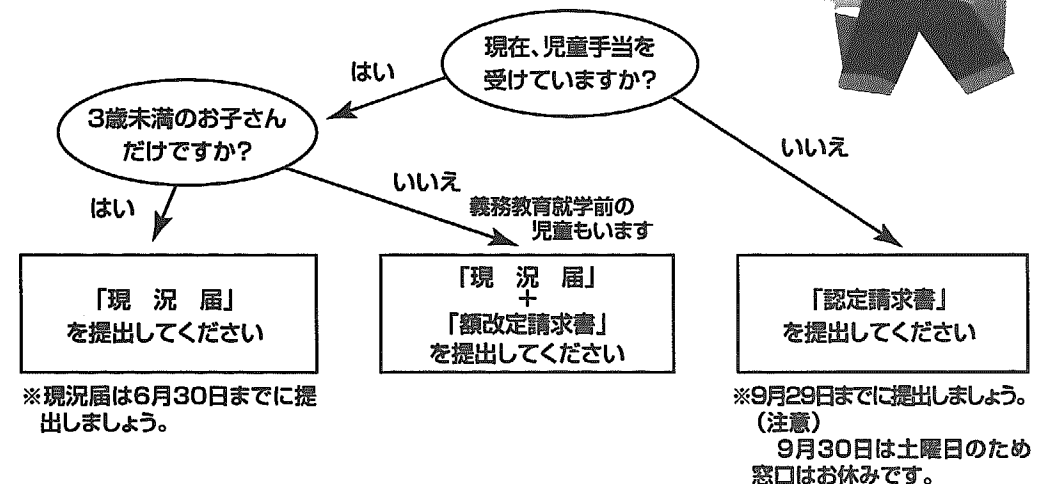
ただし、9月に申請した場合、事務処理上10月支払い日に間に合わない場合がありますので、早めに提出してください。また、9月30日は土曜日のため、窓口はお休みです。

《児童手当を現在受けている方》

「現況届」を平成12年6月30日までに提出してください。義務教育就学前のお子さんもいる場合は「額改定請求書」も提出してください。

(注意)

平成12年10月1日以降の申請については、申請月の翌月分からの支給となります。



○ご不明な点など詳しくは、役場町民課へお問い合わせください。